

和歌山県人権施策基本方針 改定案の概要

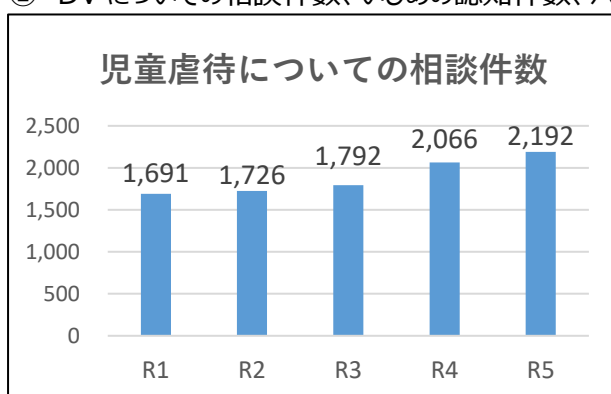
1 改定の背景

(1) 人権侵害の現状

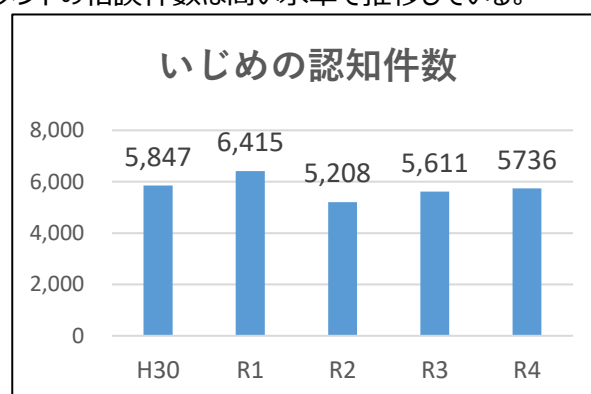
- ① 依然として、いじめ、女性への暴力、子どもへの虐待、職場におけるハラスメントなど、様々な人権問題が発生している。
- ② インターネット上においては、匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、インターネット上での人権侵害が多様化している。

(2) 県内の人権相談等の状況

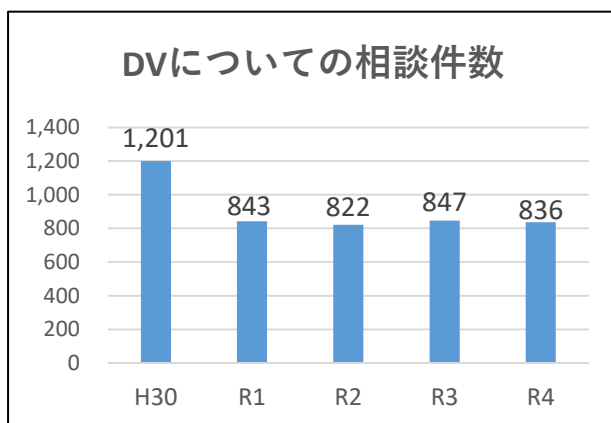
- ① 児童虐待の相談件数については、増加傾向にある。
- ② DV についての相談件数、いじめの認知件数、ハラスメントの相談件数は高い水準で推移している。



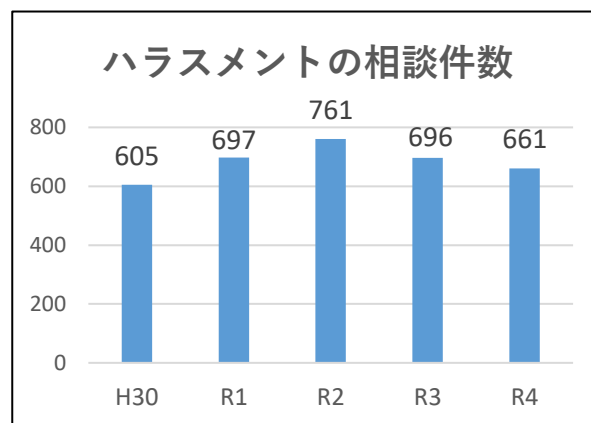
(子ども支援課調べ)



(文部科学省調べ)



(子ども支援課、多様な生き方支援課調べ)

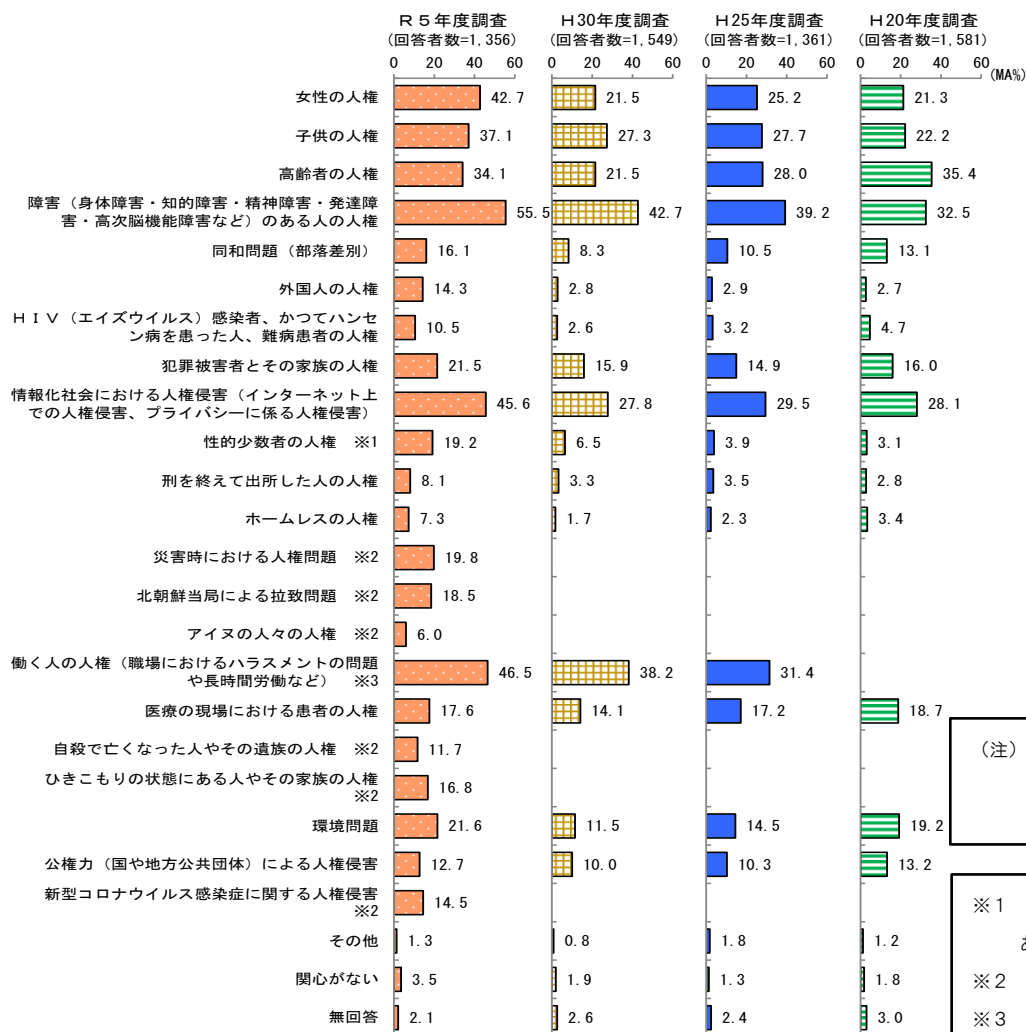


(和歌山労働局調べ)

(3) 人権に関する法令の状況

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(改正) (R4 施行)
- 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(改正) (R4 施行)
- 「子ども基本法」(R5 施行)
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(R5 施行)
- 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(改正) (R6 施行)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(改正) (R6 施行)

(4) 令和5年度「和歌山県人権に関する県民意識調査」結果（人権課題について関心をもっているもの）



2 改定の要点

(1) 「幸福追求に対する権利」を尊重する取組について記載する

「日本国憲法」第13条で保障されている「幸福追求に対する権利」について、基本方針においても、この権利を尊重する取組について追記する。

(2) 「こどもの人権」について追記する

「こどもまんなか社会」の実現に向け、現状と課題を整理し、取組を追記する。

(3) 「生活困窮にある人の人権」を項目立てする

ホームレスを含め、新たに「生活困窮にある人の人権」として項目立てする。

(4) 「性的少数者の人権」について追記する

あらゆる場面において、全ての人々が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現に向けた取組を追記する。

(5) 「北朝鮮当局による拉致被害者等の人権」を項目立てする

令和5年県民意識調査の結果や、拉致問題にかかる本県での取組等に鑑み、新たに項目立てする。